

ご自身は分譲マンションにお住まいの方が、ご両親がお住まいだった実家を相続なさいました。特に実家を残しておく理由もなく、売却のための境界確定のご相談においてになりました。

法務局等で調査したところ、この敷地の真ん中に里道が通っていることが判明しました。おそらく、イケイケドンドンの時代の開発分譲地のため、法的な手続がいい加減に行われていたものと思われます。50年近く経つて初めて発覚した出来事です。

この土地をきれいにするためには、里道の払い下げを受けることになり、その前提として財務局と里道の境界協議が必要になります。この協議

には、隣接地所有者の立会い・同意を求められました。

そこが、この土地の有していることすらご存知ありませんでした。通行する私道でした。登記名義人はすでにお亡くなりになりました。しかも、日本のなりましたが、相続登記がなされていません。悪いことに、固定資産税がいました。

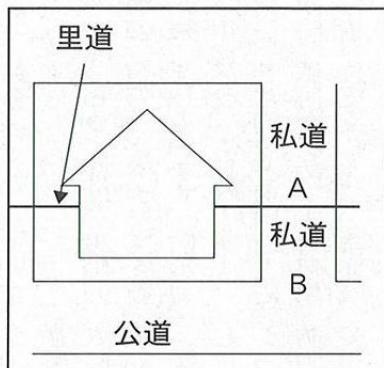
他人事ではない境界トラブル

「隣地の所有者は?」

非課税のため、相続人に受理しない」と言います。納税通知書が来ることもなく、誰もこの私道を所持していません。今回は急ぎの売却ではなかったからよかつたようなものの、下手をすればお客様への資金計画が大きく狂ってしまうことになつたと

相続 交差点

日本相続サポートセンター



里道を管轄する財務局の担当職員は、境界協議には隣接地の相続人の印鑑証明書付き同意書が必要だと宣言されました。おまけに、「全員の実印が揃う見込みがないなら申請を

し入れ、相続人代表者と土地家屋調査士である私の上申書を添えることで、どうにか手続を進めることができます。

結局、境界確定を完了させるまでに1年半の日数を要しました。今回は急ぎの売却ではなかつたところが、近畿圏の方々のところへは足を運び、遠方の方へは親族のご協力をいたしました。だきながら電話と手紙での説明をしました。20人中18の方からは押印いた

り、他の方はご病気だったことができました。しかし、お隣さんの事情で手続が止まつてしまふことがあります。相続に際しては、早いうちから境界だけは整備しておかれるごとにあります。相続に際しては、処分が視野に入った土地は、早いうちから境界だけは整備しておかれるごとにあります。相続に際しては、処分が視野に入った土地は、早いうちから境界だけは整備しておかれるごとにあります。相続に際しては、

相続に関する専門家集団。税理士、弁護士、土地家屋調査士をはじめとしたさまざまなプロをネットワーク化し、ワンストップでサポートする体制を構築している。(H.P.. http://www.souzokusupport.jp/)

日本相続サポートセンター
I
相続に関する専門家集団。税理士、弁護士、土地家屋調査士をはじめとしたさまざまなプロをネットワーク化し、ワンストップでサポートする体制を構築している。(H.P.. http://www.souzokusupport.jp/)

和田清人
1988年近畿大学理工学部原子炉工学科卒業。地政機器メーカー勤務を経て、2003年和田清人測量登記事務所を開設。境界問題と相続税をテーマにした講演や執筆多數。現在、大阪土地家屋調査士会広報部長。日本F.P.協会幹事。大阪支部幹事。

